

国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省保険局高齢者医療課

1. 改正の趣旨

- 国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度（以下「国民健康保険制度等」という。）における高額介護合算療養費並びに介護保険制度における高額医療合算介護（予防）サービス費については、医療保険と介護保険における1年間の医療・介護の自己負担の合算額が高額となり、限度額を超える場合に、被保険者に、その超えた金額を支給し、自己負担を軽減する制度であり、毎年被保険者が支給申請を行っているところ、高額介護合算療養費の支給に関する手続については、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）」において、「市区町村及び被保険者の負担を軽減する観点から、市区町村の判断により、初回の申請をもって毎年の申請を不要とすることを検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされている。
- 国民健康保険制度等における高額介護合算療養費と類似の制度である高額療養費制度及び介護保険制度における高額介護（予防）サービス費については、一部の支給申請については既に省略を可能としているところであり、当該取扱いも踏まえて、高額介護合算療養費及び高額医療合算介護（予防）サービス費についても支給申請の省略を行えるよう所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「高確則」という。）において、新たに高額介護合算療養費の支給申請の省略に関する特例の規定を設けることとする。あわせて、高齢者医療制度では、高額療養費に関する支給申請について、高額介護合算療養費の規定と同様に明示的に高確則に規定を設ける。
- あわせて、高額医療合算介護（予防）サービス費の支給については、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第83条の4の4第6項において、当該サービス費の申請は医療保険者を通じて行うことができることとされており、また、申請を受けた市町村は、当該医療保険者に必要な情報を提供することとされているところ、国民健康保険制度等において申請が省略された場合も必要な情報を医療保険者に提供できるよう改正を行う。
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 4 の 4 第 3 項
- 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 16 条第 8 項及び第 16 条の 4 第 2 項
- 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 22 条の 3 第 10 項

4. 施行期日等

- 公 布 日：令和 8 年 10 月中旬（予定）
- 施行期日：公布の日